

平成15年度から 高齢者の方の介護保険料が変わります

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

【平成15年度から高齢者の方の納める保険料の額が変わります】

介護保険では、65歳以上の高齢者の方の保険料は3年に1度改定されることになっており、平成15年度がその改定の年に当たります。

日置町における65歳以上の方の保険料については、本年度（平成15年度）から17年度までの3年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する費用の約18%を、日置町にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額を基準額として決定しました。

※ 給付にかかる費用については、これまでの介護サービスの利用状況などから見直しを行った介護保険事業計画に基づき、今後3年間に提供される介護サービスの費用を推計しています。つまり、利用者が多いときや一人一人が利用するサービスが多いときには保険料水準が高く、逆の場合には低くなります。

◎15年度から17年度の介護給付に要する費用の見込み

12～14年度の
介護給付費実績見込み **8億5385万円** → 15～17年度の
介護給付費見込み **10億173万円**

◎所得に応じた保険料の額

		軽 減		割 増		
		世帯住民税非課税の方		本人住民税非課税の方	本人が住民税を納めている方	
		軽減される方		基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方	
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
		生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者 (住民税世帯非課税)	世帯全員が 住民税非課税	本人が 住民税非課税	本人が住民税課税で 合計所得金額が 200万円未満	本人が住民税課税で 合計所得金額が 200万円以上
		基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
保険料額 (年額)		20,400円	30,600円	40,800円	51,000円	61,200円

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
普通徴収の納期限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日

- ・ 高齢者個々人の保険料は、年金の額に応じてきまるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。
- ・ 保険料の額については、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などには、基準となる保険料額から軽減されることとなります。

お問い合わせは…日置町保健センター 保健課保険係 ☎0837-37-5100